(1)

に要望してきた経緯などが、

新年度は、従来の事業内容

| ら実施していくこと、 国際化

することの提案があり、了承 通り監査報告をもって報告と 中間決算案に関しては、例年

| 金を廃止して、一括交付金と | が、情報収集活動については

成二十三年度から紐付き補助 に加えて、原口総務大臣が平

応は二十一年度末で終了する に関しては、PAPEへの対 私

時



東京都千代田区九段北四丁目二番二五号 日本私立中学高等学校連合会発行 (私学会館内) 郵便番号一〇二一〇〇七三

電話 〇三 (三三六二) 二八二八・一六一五 www.chukoren.jp

日私中高連22年度事業計画…4・ 高校無償化の動向…………2・3面 5 面

面

後退しないよう頑張ってほし ものの、従来からの支援策が 就学支援金が新たに出される た。この中で近藤部会長は、 ける私学助成状況が報告され

購読料は一年で三千円(会費に含めて徴収) **企**向容 各都道府県の22年度私学助成……6面 日私教研だより………………8

各県私学協会との連携強化 11交付金 & こ対応

された。事業中間報告案では 中間報告案、同中間決算報告 初めに平成二十一年度の事業 会·第百三十四回全国評議員 事会と第百六十一回全国理事 手探りの中で政権交代に対応 た。このうち合同会議では、 会合同会議が三月九日、東京 案、補正予算案の概要が説明 し私学振興策の拡充を新政権 市ヶ谷の私学会館で開かれ 明した。

本連合会の第十五回常任理 | を経て監事による監査報告が | する改革を進めており、高校 行われた。平成二十一年度補 の補正。これらの議案はいず 務局長が新規事業を中心に説 応分の負担をするなどのため 新設に対して本連合会として 本私学教育研究所のサーバー 正予算に関しては財団法人日 業計画案については、福島事 れも原案通り承認された。 続いて、平成二十二年度事 | 以下の私学助成も対象になる 一設けて検討すること、また本 の在り方についても委員会を と、それに合わせて私学助成 ことから、具体的検討の俎上 に上れば対応を進めていくこ 構築すること、手初めには、 化を進め、迅速な連携体制を 間の事務連絡に関しては電子 連合会と各都道府県私学協会 一十二年度の「実態調査」か

> いており、公立高校の無償化 ものの、依然景気の低迷が続 の影響も考慮して予算の算定 基礎とする私立中学高校の生 関しては、新年度の中学校卒 が説明された。 引き続き進めていくことなど 業者数は前年度と比べ増える また二十二年度の予算案に

通り承認された。

が行われ、そのうち私学振興 念事業の残余金を活用して事 成二十二年度当初予算案にお 部会からは、各都道府県の平 これらの議案はいずれも原案 せることなどが説明された。 務局のOA化をさらに進展さ と、また本連合会の六十周記 数として予算を積算するこ 徒数については、前年度と同 その後、部会・委員会報告

その後、文部科学省から初一ては、支給額、支給対象者、 高校無償化説明会闡

このうち就学支援金に関し 校生はなぜ必要なのかといっ 続きがいらないのに、私立高

一ことなどを報告した。 | と、二十二年度も四月十日時 | 見書を三月中に提出するこ と、生徒収容委員会からは各 て教員の資質向上に関する意 点での生徒数調査を実施する し、冊子にまとめ刊行したこ 私立高等学校協議会に関する は、文部科学省の要請に応じ 校と生徒間には特別な配慮が 個人情報保護の観点から、 税証明書が必要だが、昨今の 申請をする場合、保護者の課 た質問や、就学支援金の加算 都道府県私学協会を対象に公 た。教育制度委員会に関して いと理事、評議員らに要請し 諸問題について調査を実施 学

務局長らも出席した。 る説明会を開催した。説明会 ・高校等就学支援金等に関す 審議官らを迎えて高校無償化 等中等教育局担当の前川喜平 には各都道府県の私学協会事 支給の流れ、申請手続きなど が行われた。 が説明され、 立高校の生徒は特別に申請手 この中では私学側から、公 続いて質疑応答

一といった声も相次いだ。 きを簡便なものにしてほし 中で就学支援金の申請手続き が求められることから、手続 必要との懸念も出された。 また極めて短期間の日程の

高校の授業料の取り扱いに関

会は就学支援金における私立

日本私立中学高等学校連合

して、文科省に確認したとと

り。 送付した。 平成22年4月20日

から実施となった。

高校無償

高校の無償化」が四月一日

主党の重要施策である

もので、

に懸念も

文 関する法律案」が三月三十一 等学校等就学支援金の支給に 旦 参議院本会議で可決・成 四月一日から施行された

化を実現する「公立高等学校 に係る授業料の不徴収及び高 受領する学校法人に相当の事 四万円が支給されるものの、 よって年額約十二万円~二十 なお授業料負担が残り、 高校では保護者世帯の年収に 続きも必要ない。一方、 代理

またそのために特別な申請手 授業料そのものがなくなり、 公立高校の場合は、 私立 いる。 雑さを懸念する声も上がって が必要になるなど手続きの煩 受ける世帯では、

れた。 公立高校の授業料が不徴収と 四 施行規則も公布・施行さ 月 そのうち施行令では、 日には同法の施行

務負担が生じ、標準額以上を 課稅証明書 六旨円、

関しては、 校、 全日制

高等部が四百円としている。 中等教育学校後期課程が九千 額九千九百円、国立の高校、同 学支援金は、私立高校等が月 私立高校の生徒等に支給され **復修する科目の単位数に応じ** (学校が代理受領する)就 国立の特別支援学校

時制 て授業料を設定している高 中等教育学校後期課程に (三年) 通信制で一 (三年)、定 相談所長その他の省令で定め 等については、 を判断する対象となる保護者 は二倍に加算する。また所得 村民税所得割が非課税の場合 五倍に加算、 (未成年後見人を含む、

親権を行う者

児童

その費用を交付する。 なる代わりに国が都道府県に 一方 上限となる。 校卒業に必要な七十四単位が 当たりは四千八百十二

可

高

る者を除く)

がいない場合は、受給権者(高

得の基準については、 八千九百円未満の場合は一・ 等の市町村民税所得割が一万 就学支援金が加算される所 、保護者

て維持する者 校生等本人)の生計を主とし

されています」などと記載さ て広く活躍されることが期待 来 びを支えることを通じて、 全体の負担により、 請書には、別紙があり、「社会 定められた。受給資格認定申 また申請等様式・手続きも わが国社会の担い手とし 生徒の 将

保護者等の市町

平成22年4月9日

で確認

都道府県私学協会 殿 会 長 事務局長 殿

で各都道府県私学協会あてに

全文は別掲

下記の事項を四月九日付

日本私立中学高等学校連合会 長 吉 \mathbb{H} (公印略)

私立高校の

打合せ会

文部科学省との就学支援金事務打合せ会での確認事項(ご報告)

平素、当連合会の諸事業につきまして、格別なるご協力・ご支援を賜り、厚 くお礼申し上げます。

さて、平成22年4月7日に開催した当連合会吉田晋会長、近藤彰郎副会長 と文部科学省初等中等教育局担当前川喜平審議官、同高校教育改革PT袖山禎 之主任視学官等との「事務打合せ会」において、下記の事項について確認いた しましたので、ご報告申し上げます。

記

1. 平成22年4月1日(22文科初第17号)付で文部科学省が鈴木寛副大臣 名により各都道府県知事等宛に発出した「公立高等学校に係る授業料の不徴 収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律等の施行について(通知)」 の第二留意事項7の文意について

○第二留意事項7私立高等学校等における授業料

「授業料の設定を含め、私立高等学校等の運営については設置者の権限と責任におい て行われるべきものであるが、今回の制度の導入に伴って合理性のない値上げを行う ことは望ましくないこと。

- ① 私立高等学校等の運営、授業料の設定等は、もとより学校設置者の専決事 項であること。
- ② 今回の就学支援金支給は生徒に対するものであり、学校設置者の収入とは 無関係であること (代理受領、相殺等の事務手続きは別)。
- ③ 従って、学校設置者が自らの経営判断・計画に基づいて、必要な授業料の 値上げをすることは、これまで通りであること。
- ④ 但し、国会での法案審議の中で、今回の就学支援金支給を契機に制度の目 的を実質的に無にするような授業料値上げへの懸念も示されたため、念のた め付帯的にこの条項を設けたこと。
- ⑤ この条項の文意・背景等を十分にご承知置きいただき、各都道府県私学担 当の今後の取扱いに対応されたいこと。
- 2. 就学支援金に係る事務処理手続きの簡素化について
- ① 今回の制度の実施・責任主体は都道府県であること。
- 既に文部科学省から都道府県に対して示されている「事務処理要領」「関 係資料」等に拘わらず、制度の実施に当たっては、都道府県の裁量・判断に 委ねられている部分が多いこと。
- ③ 従って、各都道府県私学協会・各私立高等学校は、「手続きの簡素化によ る学校の事務負担軽減 に向け、当該私学担当行政と十分協議し、両者の事 務処理の実態に即した合理的方法を採用するよう検討願いたいこと。

以 上

文部科学副大臣は、

平成

会は、

日

合本 会連

省の要請に応えて、

教員の資

確保している。

平成一

王

寉

ていること。それに加えて一

五十億円の地方交付税措置を ありがたいこと。そのために

ŧ

基金取り崩しの対象とし

制度変更による対象者の増加 との併用を可能とするなどの

対象とする。

各種支援策、

奨

学者に係る入学料減免補助を

し対象とする

度以降は入学金減免も補助の

十二年度からは、

私立高校入

学金充実を」と都道府県関係

(3)

層の協力を要請した。

ことなどが説明された。 同基金の取り崩れ

袖山禎之·初等中

的

には授業料及び入学料減

文部科学省

学 支援 接 就 会

説明会」を開いた。「高校無 てとなる説明会。 公布・施行されて以降、 償化法案」が成立、 高等専門学校関係者らを集 省の講堂で都道府県関係者や 員 文部科学省は四月五日、 「高等学校等就学支援金 挨拶に立った鈴木寛 、政省令が 初め 同 れた。 援システムの概要等が紹介さ が作成した補助金事務処理支 就学支援金交付に関して同省 無償化法」 任視学官ら担当官から 等教育局高校教育改革PT主 政府の二十一年度補正予算で 私学助成課課長補佐からは、 また同省の小山大輔 の政省令の概要や

「高校 て、 対 績を超える場合、 象者の合計生徒 当該年度分が二十年度実 その超過人 数につい

後 等に知らされている。 分の 説明会では親の就労状況 一相当額を取り崩せると

その 県に対して一 応答などが行われた。 0 回目の就学支援

ジュールに関する照会や質疑 が取れない、 取り扱い方針や今後のスケ バイオレンスなどのケース ドメスティック 文部科

数のうち、 加人数分に係る所要額の二 入学料減免補助の

わないと説明した。

や両親が別居し、 父親と連絡 には示したいとした。 下調整中だが、 援金の交付要綱は財務省と目 金を交付する予定で、

十日程度以内

そのほ

学省では四月中には各都道府 令レベルを除き独自様式で 校法人で交わされる文書は法 か就学支援金に関して県と学

官名の通知で各都道府県知事 いうもの。こうした改正は四 日付の高井美穂大臣政務

平成22年3月19日

奨学

就学支援金と授業料減免補助

を合わせて、

授業料が全額免

評定平均による判定の緩和や 金事業では学力基準について 納付金に係る減免補助、 等とみなせる施設設備費等の 基金」に関して、授業料と同 設けられた「高校生修学支援

廃止、

他の実施主体の奨学金

帯に対して三十七の自治体で

一百五十万円程度未満の世 一年度の都道府県予算で年

ることを取り上げて、「大変 除相当となる支援が実施され

文部科学省初等中等教育局教職員課 御中

日本私立中学高等学校連合会

教員の資質向上に関する意見

1. 教員に求められる資質能力について

教員には児童・生徒の学びや成長を促すことを糧として日々の教育実践に励 む一方、専門職として教育研究の研鑽に努めることが求められている。

学校が児童・生徒、保護者引いては社会から尊敬される存在であり続けるた めには、教員は「教育に対する熱意と使命感」「常に自己研鑽に励み、子ども の成長を促す能力」などの普遍的資質能力の涵養に弛まず努めることが、必要 にして不可欠な要件である。

さらに、「学習指導力」「生活指導力」「進路指導力」はもちろんのこと、 社会が要請する情報公開や説明責任の流れの中で、現代の多様な教育課題に対 応するためには、「コミュニケーション力」「外部との連携・折衝力」「危機 管理力」「学校経営力」などを一層高めることが求められる。

2. 大学の教員養成課程の在り方について

現行制度の「大学における養成」「開放性」を基本的に維持すべきである。 また、教科教育カリキュラムを維持しつつ、シラバス作成やキャリア教育な ど教職に係る実践力の向上に直結するカリキュラム設定も検討すべきである。 なお、養成課程の規模や期間については、現行システムの歴史的検証を積み 重ねた上で、慎重に検討すべきである。

3. 現職教員の資質能力向上の在り方について

教員の資質を磨き能力を高めるためには、ライフステージに応じた現職研修 を質量ともに充実させ制度的に保障することが、学校文化の維持・発展に最も 有効であると思料する。

4. その他

私立中学・高校は、私学の存立基盤とも言うべき自主性や独立性の発揮とい う経営方針に基づき、教育活動を不断に展開している。したがって、その構成 員たる教員には、公立学校教員とはまた異なる固有にして多様な資質能力が求 められている。

さらに、採用から現職教員の力量形成過程において、自校研修をはじめ各機 関・団体が提供する初任者・十年経験者研修会などに自主的に参加している。

公教育の一翼を担う私立中学・高校教員の教育力の向上を図るためには、よ り特色ある研修会を多彩に実施できるよう、財政支援など国は責任をもって環 境整備に努めていただきたい。

以上

一ついて意見を述べた。 の資質能力向上の在り方等に 養成課程の在り方、 られる資質能力、 は ているもの。 別掲の通り、教員に求め 本連合会として 大学の教員 現職教員

本私立中学高等学校連合 三月十九日、 文部科学 質向上に た。 これは教員免許更新制を に関する意見を提出し 度などの抜本的見直しを進め 見提

含めて教員養成や教員研修制 る同省がその一環として、 教

育関係団体等から意見募集し

本連合会の最重要課題であ

徒の修学環境

制高等学校生

に関すること

日 高等学校連合会 本私立中学

激変する中で、私立中学校、 私立学校を取り巻く情勢が れぞれの充実を通じて総額の 拡充を図る。 対しても実施されるべきこと を要請する。

密な連絡提携のもとに、会則 教育の振興を図るため、加盟 に定める一目的および事業」 団体および関係諸団体との緊

極的に推進する。 に基づき、次の事業活動を積 私立学校教育の振興充実 を図る。 **④私立定時**

に、強力に推進する。 道府県私学団体および関係諸 るこの事業については、各都 団体等との密接な連携のもと の充実を図 事業団の出資金および財政投 ⑤日本私立学校振興・共済

金に関する対策 1. 私立学校関係国庫補助 融資資金ならびに長期給付に

対する補助金の維持・充実を

振興に必要な補助金の確保を

⑩その他、私立学校教育の

の検討

図る。

策に対応し、現行の「国庫補

地方分権の推進に係る諸施

図る。

る国の財政支援措置の拡充を

を図る。

3

私学助成財源のあり方

の堅持・拡充を図るととも 対応し、現行の国庫補助制度

検討を進める 出の格差是正に向けて方策の ①私立高等学校等経常費助 公私立学校間での公費支

(1)私学助成をめぐる状況に

図る。

て公立高等学校と同等の取扱 等学校授業料の無償化につい いを目指す。

⑥高等学校等就学支援金制

度の改善充実を図り、私立高

な対策を講ずる。

私学助成の確保について必要

度」を検証し、私学助成財源 助金制度」「地方交付税制

に関する対策

のあり方を検討する。

の優遇措置の維持、

4. 学校教育に対する公費

る。

2国の財政改革に対応し、

成費等補助金は、それを構成 法第26条第2項)の趣旨に沿 ⑦義務教育無償の原則

対策

付税による財源措置に関する

支出のあり方の検討

2. 私学助成に係る地方交

特別補助等そ

った措置が私立小・中学校に

成に対する補助財源の増額を

5

都道府県の私学助成に

7. 私立学校に係る諸改革

①私立高等学校等経常費助

の格差是正方策を検討する。

を図る。

公私立学校間での公費支出

高等学校および中等教育学校

育環境の改善充実に対する補 ②学校の施設・設備等の教

研究活動ならびに研修事業の

⑧私立学校の特色ある教育

充実に資するため、財団法人

日本私学教育研究所補助金の

助金の充実を図る。 ③耐震化工事・激甚災害・

立学校と同等の補助金の確保 老朽校舎の改築等に対する公

現 制度を堅持拡充

助

就学支

拡充を図る。

学校授業料等軽減事業に対す ⑨都道府県による

私立高等

振興に必要な補助財源の確保

軽減分に対する補助財源の確 保とその増額を図る。 5その他、私立学校教育の

確保とその増額を図る。 保とその増額を図る。 事業団に対する補助財源の確 (財)団に対する補助財源の (4)私立高等学校生徒授業料 (3)私立学校教職員退職金社 源の確保を図る。 る補助財源の確保を図る。 事業団に対する都道府県によ よび中等教育学校に対する都 道府県による経常費助成の財 (3)私立学校教職員退職金社 ②日本私立学校振興·共済

(財) 団に対する都道府県に

よる補助財源の確保を図る。 4私立学校振興会に対する

実を図る 制度 る補助財源の 都道府県によ 確保を図る。 (5)その他、

助金財源の確保を図る。 る私立学校の振興に必要な補 都道府県によ

動を積極的に支援する。 6. 私立学校関係税制改正 (6地方における私学振興運

①学校法人に対する税制上 拡大を図 ること 2. 調査および研究等に関す

の保護者に対する税制の改善 (2)その他、私立学校生徒等 私立学校の健全な発展を図

るため、私立学校の教育およ び運営に関する諸問題につい

に関する対策

2日本私立学校振興·共済

関する対策

①私立中学校、高等学校お

ずる。 等に対応し、 「教育改革」「規制改革」

に関する対策 出のあり方について検討を行 ①義務教育に対する公費支 8 私立中学校教育の振興 必要な対策を講

う。 あり方等について検討を行 て実態を把握し、教育課程の ②私立中高一貫教育につい

う。 ての検討を行う。 中学校の接続のあり方につい (3)私立学校の立場から小・

設置拡大について対策を検討 4国公立中高一貫教育校の

当面する諸問題について検討 (5私立中高一貫教育に係る

し、意見表明等必要な対策を 行う。

講ずる。 調査研究を推進し対策を (5)

うとともに、関連する各種法 法令、条例、制度等の検討を行 興助成法等私立学校に関する もに、当面する諸問題につい 度等の調査、研究を行うとと 等の研究および対策 し、必要に応じて実施 う調査の企画・実施 簿の作成 備するため、次の調査・研究 の推進に必要な基礎資料を整 適切な対策を講ずる。 査の実施とその報告書の作成 成を行う。 提供ならびに本連合会の活動 本私学教育研究所と連携し、 ては必要に応じて財団法人日 査の実施とその報告書の作成 資料の収集および報告書の作 (1)私立学校法、私立学校振 私立学校に関する法令・制 2. 私立学校に関する制度 (6調査の電子媒体化を検討 5その他、必要に応じて行 (4)調査研究資料の収集 (3)全国私立中学高等学校名 2都道府県私学助成状況調 (1)私立中学高等学校実態調 加盟団体等に対する情報の 調査活動 と 収容と公私立高等学校協議会 と う。 都道府県私学 め 運営に関すること 検討 報提供等を行 校協議会の対策に資するた する調査、研究を行う。 実施期日に関すること 省への要望、 容計画ならびに公私立高等学 よび運営に係る当面する諸問 必要に応じて対策を講ずる。 協会等への情 に、文部科学 題について検討を行う。 令、制度等の見直しに対応し、 ②各都道府県における生徒 ④生徒数の動向に関すると ③中学校の併設等に関する ②入学者選抜の方法および ①公私立高等学校協議会の 3その他私立学校の教育お 2私立学校の教育課程に関 ①生徒収容に関する課題の 3. 生徒収容に関する対策 各都道府県の私立学校の収 調査研究を行うととも 私学に関する制 め、関係機関等への広報活動 則として年6回発行する。 4 の実態に関する調査の実施と 用した情報の共有化を進める とともに、帰国生徒教育の実 報・資料の収集と整備を行う 検討を行う。 態把握等および対応について その報告書の作成 等、連絡提携を強化する。 3 る調査研究ならびに対策 開催および運営 府県私学協会と電子媒体を利 育文化交流事業への参加を含 を積極的に行う。 ①機関紙「私学時報」を原 私立学校教育の振興のた 5 4. (3)全国生徒収容対策会議の 本連合会を構成する各都道 日本教育連盟による日韓教 加盟団体との連絡提携 検討対策 教育の国際交流に係る情 その他緊急事項に関す 国際交流に関する対策 う。 策会議 6. 予算・決算 な検討・見直しを行う。 8 あり方を含め、引き続き必要 調査研究ならびに研修事業に 教育および私学経営に関する 全国生 5. 組織・運営 検討する。 ついて連携してあり方を検討 究所(日私教研) 行について審議を行う。 運営の効率化のため事務局の 営を行う て、必要な提言・支援を行う。 含め広報活動全般のあり方を 2日私教研の運営につい ③マスコミへの広報活動を 関係諸団体との連絡提携を 2ホームページの公開と運 1)日私教研が実施する学校 本連合会の組織の簡素化、 本連合会の予算の編成と執 関係団体との連絡提携 全面的な支援と協力を行 財団法人日本私学教育研 開催も 9. その他の事業 ち、相互協力する。 会、全国私学退職金団体連合 通じて、本連合会の事業の推 校高等学校の卒業生に対し会 実発展のため、日本私立小学 中学校高等学校保護者会連合 国私学振興会連合会、全私学 事業団、私学研修福祉会、全 会、日本私立学校振興·共済 連絡協議会、日本私立小学校 会、全国私立高等学校定時制 会、全国私立看護高等学校協 会、全国私立工業高等学校長 進を図る。 長名による表彰状の贈呈を行 校連合会と緊密な連携を保 2学校法人傷害保険 ①全国私立学校審議会連合 ①私立学校賠償責任保険 加盟団体に所属する各中学 1. 生徒の表彰 2私立の初等中等教育の充 各種保険に関する事業 する。 体と連絡提携 連合、日本教 他教育関係団 育連盟、その て年2回開催 (5月・3月) 催する。 に関する事業の促進 じて開催 応じて開催 に応じて開催 年間計画に基づいて開催 年2回開催(5月・3月) 事業の遂行に必要な会議を開 基づいて、本連合会の運営と 会議の開催 局長会議 必要に応じて開催 に応じて開催 に応じて開催 (1)全国事務局長会議 (5)正副会長会 ②全国評議員会 原則とし (1)その他の会議 9全国協会長会議 (8)理事·監事·評議員·事務 必要に応じて開催 (7)部会・部会委員会 6運営役員会 4)監事会 年2回開催 3常任理事会 原則として ①全国理事会 原則として 3. 私学ボランティア基金 (3)私立学校法定外労災保険 会則、施行細則、 常設 規則等に

必要

必要

観すると、

高校

時制)

では、

第1201号

平成22年4月20日

高校の生徒1人

当たり助成単価

全国平均で

各都道 層 主 成 22 年度业

325,411円 財源措置額(いわゆる標準単 万五千四百十一円となった。 靊

一回っている。中学校では、 と比べると六・二九%上 経

源措置額と比べると、二・八 〇・四一%増えたものの、 昆出十三円で、 前年度と比べ 財 | る。高校(広域以外の通信制)

常費助成の生徒一

人当たり単

五%下回っている。

高校と比

の生徒

一人当たり単純平均助

世で

価の単純平均値は二十九万三 況で、 ない自治体が二十六道府県あ 、中学校の助成額は厳しい状 財源措置額に届いてい

額。 前年度と比べ〇・三二%の増 成単価は六万千七百十一

千九百円下回っている。 ただし財源措置額を約

その調査結果がまとまった。 助成の生徒一人当たり単価等 の中の十一府県で生徒 を調査しているが、このほど る私立高校等に対する経常費 県の新年度当初予算案におけ 常費助成単価の単純平均値は たり補助単価が前年度を下 を計上している自治体も一 にあるが、各都道府県の平成 一十二年度の当初予算案を概 〇・六五% 増えて三十二 た。ただし各都道府県の経 知事選の影響で骨格予算案 本連合会は毎年、 ・度に比べ二千百十六円 四十七都道府県 (全日制 各都道府 一人当 • 部 回

平成22年度都道府県別私立高等学校等経常費助成(一般補助・生徒等1人当たり単価)一覧 (単位:円、%)

| <i>別</i> に一次 F | | | でに、日、月の月の | /JX Im P/J | にサーハコル | . 7 平 岬/ | |
|-------------------|----------------------|---------------|----------------|----------------------|----------------|-----------------|--------------|
| 区 分 | | (全日制・定 | | | 中学校 | | 22年度単価変更 |
| <u></u> | | | 22単価/財源措置 | 22年度単価 | 22単価/21単価 | 22単価/財源措置 | |
| 北海道 | 332,537 | 2.74 | 8.62 | 298,718 | 1.81 | ▲0.05 | なし |
| 青 森 | 316, 384 | 0.00 | 3.35 | 298,872 | 1.77 | 0.00 | なし |
| 岩 手 | 324,431 | 2.38 | 5.97 | 293, 932 | 1.75 | ▲ 1.65 | あり(9月) |
| 宮城 | 307, 287 | 0.98 | 0.37 | 285, 485 | 1.64 | ▲ 4.48 | なし |
| 秋 田 | 323, 783 | ▲0.37 | 5.76 | 299, 544 | 1.71 | 0.22 | なし |
| 山 形 | 322,685 | ▲0.10 | 5.40 | 298,872 | 1.77 | 0.00 | あり(高全日制2月 |
| 福島 | 344, 435 | 4.22 | 12.51 | 296, 932 | 3.09 | ▲0.65 | あり(2月) |
| 新潟 | 342,092 | 1.12 | 11.74 | 297, 597 | 1.71 | ▲0.43 | なし |
| 茨 城 | 329, 327 | 0.53 | 7.57 | 298,872 | 1.77 | 0.00 | なし |
| 栃木 | 312,500 | 0.00 | 2.08 | 264,300 | ▲ 13.40 | ▲ 11.57 | なし |
| 群馬 | 344,933 | 0.38 | 12.67 | 298,872 | 1.77 | 0.00 | なし |
| 埼玉 | 267, 303 | 0.56 | ▲ 12.69 | 253, 931 | 0.00 | ▲ 15.04 | 未定 |
| 千 葉 | 312, 143 | 2.70 | 1.96 | 298,872 | 1.77 | 0.00 | あり(2月) |
| 神奈川 | 295, 082 | ▲2.27 | ▲3.61 | 214, 192 | ▲ 3.15 | ▲28.33 | 未定 |
| 東京 | 387,498 | 3.48 | 26.57 | 338,468 | ▲ 1.98 | 13.25 | なし |
| 富山 | 330,641 | 1.40 | 8.00 | 298,872 | 1.77 | 0.00 | なし |
| 石川 | 337, 253 | 0.09 | 10.16 | 283,060 | 0.01 | ▲ 5.29 | あり(6月) |
| 福井 | 340. 131 | ▲0.23 | 11.10 | 337,672 | 2.18 | 12.98 | あり(2月) |
| 山梨 | 336, 116 | 0.38 | 9.79 | 297, 592 | 0.93 | ▲0.43 | あり(2月) |
| 長野 | 313, 947 | ▲ 1.79 | 2.55 | 298,872 | 1.77 | 0.00 | あり(高全日制2月 |
| 岐阜 | 329,656 | 3.26 | 7.68 | 295,836 | 0.99 | ▲ 1.02 | なし |
| 静岡 | 343,543 | 1.54 | 12.22 | 307,672 | 1.72 | 2.94 | なし |
| 愛知 | 306,080 | ▲0.56 | ▲0.02 | 290,895 | ▲0.82 | ▲2.67 | なし |
| 三重 | 314,642 | 0.16 | 2.78 | 298,872 | 1.77 | 0.00 | 未定 |
| 滋賀 | 315,000 | 0.00 | 2.89 | 269,000 | 0.00 | ▲9.99 | なし |
| 京都 | 316, 226 | ▲ 5.04 | 3.29 | 286,400 | 1.96 | ▲ 4.17 | 未定 |
| 大阪 | 275, 528 | 1.73 | ▲ 10.00 | 205,687 | ▲ 4.08 | ▲ 31. 18 | なし |
| 兵 庫 | 337, 455 | 1.11 | 10.23 | 289,342 | 0.59 | ▲ 3.19 | なし |
| 奈 良 | 317,500 | 0.63 | 3.71 | 243,000 | 0.39 | ▲ 18.69 | なし |
| 和歌山 | 329, 740 | 0.79 | 7.71 | 283,600 | 1.87 | ▲ 5.11 | あり(2月) |
| 鳥取 | 468, 723 | △ 4.25 | 53.11 | 403,445 | ▲ 10.85 | 34.99 | なし |
| 島根 | 299, 034 | ▲ 4.23 | △ 2.32 | 273,716 | 1.02 | ▲ 8.42 | あり(2月) |
| 岡 山 | 325, 514 | ▲ 0.30 | 6.33 | | 1.02 ▲1.70 | ▲14.84 | あり(2月) |
| 広島 | 336, 647 | 0.96 | | 254, 525 298, 872 | | 0.00 | なし |
| <u>広 局</u> 山 口 | | - | 9.96 | | 1.77 | | |
| 徳島 | 337, 500 324, 380 | ▲0.74 | 10.24 | 261,000 286,727 | 0.00 | ▲ 12.67 | なし |
| 香川 | 324, 380 | 1.73 0.57 | 5.96 4.51 | | 0.89 | ▲4.06 ▲13.02 | なし あり(2月) |
| | | | | 259, 972 | | | 未定 |
| | 291, 787 | 1.89 | ▲ 4.69 | 284, 124 | 2.01 | ▲ 4.93 | |
| 高 知 | 318, 143 | 4.02 | 3.92 | 298,872 | 1.77 | 0.00 | なし |
| 福岡 | 331,313 | 1.59 | 8.22 | 298,872 | 1.77 | 0.00 | なし まり(2月) |
| 佐賀 | 335,818 | 2.50 | 9.69 | 298,872 | 1.77 | 0.00 | あり(2月) |
| :長 崎 | 326, 505 | 0.00 | 6.65 | 296, 298 | 0.00 | ▲0.86 | あり(6月) |
| 熊本 | 312,991 | 1.10 | 2.24 | 298,872 | 1.77 | 0.00 | あり(2月) |
| 大分 | 311,507 | 1.30 | 1.75 | 298,872 | 1.77 | 0.00 | あり(2月) |
| 宮崎 | 314, 207 | 0.28 | 2.63 | 297,079 | 2.23 | ▲0.60 | あり(未定) |
| 鹿児島 | 316, 100 | 1.67 | 3.25 | 301,539 | 1.78 | 0.89 | あり(3月) |
| 沖 縄 | 318, 316 | 4.55 | 3.98 | 310,625 | 4.55 | 3.93 | なし |
| 単純平均 | 325, 411 | 0.65 | 6.29 | 290,343 | 0.41 | ▲ 2.85 | _ |
| 財源措置 | 306, 143 | 1.73 | _ | 298,872 | 1.77 | _ | _ |

京の:16日 3005, 1423 「1.73 「1.73 」 1.73 「1.73 」 2.38, 612 「1.73 」 2.38, 612 「1.73 」 2.38, 612 「1.73 」 2.38, 612 「1.73 」 2.38, 612 「1.73 」 2.38, 612 「1.73 」 2.38, 612 「1.73 」 2.38, 612 「1.73 」 2.38, 612 「1.73 」 2.38, 612 「1.73 」 2.38, 612 「1.73 」 2.38 「1.73 」 2.38 「1.73 「1.73 」 2.38 「1.73 「1.73 」 2.38 「1.73 「1.73 」 2.38 「1.73 「1.73 」 2.38 「1.73 「1.73 」 2.38 「1.73 「1.73 」 2.38 「1.73 「1.73 」 2.38 「1.73 「1.73 」 2.38 「1.73 「1.73 」 2.38 「1.73 「1.73 」 2.38 「1.73 「1.73 」 2.38 「1.73 「1.73 」 2.38 「1.73 「1.73 」 2.38 「1.73 「1.73 」 2.38 「1.73 」 2

私

の検討を進めているところ。 の参考例を含め通知について

も。小学校等の評価規準、現 通知は五月にずれ込む可能性

(7)

教育改革の

領改訂に合わせて学習評価の

学習評価の在り方WGが報告

後、三月二十四日の初等中等 査による文言等の一部修正の 年に亘る審議結果を「報告 学習評価の在り方に関するワ 案」として取りまとめた。主 十七日、文部科学省内で最終 会合(第十三回)を開き、一 教育審議会初等中等教育分科 見直し作業を続けてきた中央 会教育課程部会「児童生徒の -キンググループ」は、三月 学校の第三者評価のガイド | のと位置付け、法令上、実施

報

小・中・高校の学習指導要一場で使いやすい資料等につい ては国立教育政策研究所が作 秋までに作成される見通し。 全実施のため、遅くとも今年 成するが、小学校新学習指導 要領が平成二十三年度から完 一告案では、各学校においては | るのではとの保護者の不信を | ついては、地域や教員によっ かうケースが見られたが、報 て評価結果に違いが生じてい 「目標に準拠した評価」に

習状況の評価」に関しては、 推進し、学習評価の妥当性、

第三者評価では事項等で報告まと

するが、現在、同省では様式 考え方を各都道府県等に通知 学習評価の在り方についての 同会議に報告され、原案通り 教育分科会·教育課程部会合 了承された。同省は速やかに を改訂する。 一今後、学校評価ガイドライン ラインの策定等に関する調査 事項等について」と題する報 一日、「学校の第三者評価の 研究協力者会議は、三月三十 告を取りまとめた。同省では ガイドラインに盛り込むべき |ものではない、としている。 門家を中心とする評価チーム 実施体制としては、外部の専 義務や実施の努力義務を課す

で、第三者評価が必要である 価は、学校とその設置者が実 施者となり、その責任の下 今回の報告では、第三者評 を編成して評価を行うほか、

一扱いに変更はない見通し。 | る。 高校における 「観点別学 | 示すことなども可能としてい | を高めるため、成績分布図を としている。同省では信頼性 信頼性等を高める努力が必要

|複数の学校が協力して、互い|る、としている。 して行う方法、一定地域内の 両方の性格を併せ持つものと 一学校関係者評価の評価者の中 校関係者評価と第三者評価の に外部の専門家を加えて、学 している。

会議が三月二十四日、文部科 育分科会·教育課程部会合同 中央教育審議会初等中等教 公立小中の学級編制等審議 |委員からは昭和五十五年以 | 方等について検討を行った。

> は「中教審でしっかり議論さ 針。こうした方針に委員から

組織的・計画的な取り組みを | の学校の教職員を第三者評価 に対応することを提言。 の評価者として行う方法を挙 げ、こうした方法も含め柔軟 | 体の首長の委員は学級定員の

| 段階で様々な評価を常に受け ている点を考慮する必要があ われており、学校を選択する では、私立学校においては建 学の精神に基づいた教育が行 営について専門的視点から評 上で選定することなどを提言 識と能力を有すると判断した から、実施者がふさわしい見 価を行うことができる者の中 評価者に関しては、学校運 私立学校に関しては、報告 月と三月に公立学校関係の二 した。 引き下げは、学校施設の整備 審には、必要に応じて意見を 算要求に反映する意向。中教 基本方針をまとめ、 十一団体から意見を聴取、そ の必要性に繋がり、 グを行った後、同省としての 数の改善に関して同省は、二 た運用、段階的な実施を要請 伺いながら検討を進める方 月以降に有識者からヒアリン 大きな課題のため地域に任せ の後国民からの意見募集、四 今後の学校編制・教職員定

| と判断した場合に実施するも | 学校等における、 今後の学級 学省内で開かれ、公立小・中 |編制・教職員定数改善の在り|求める意見が相次いだ。ただ | 十人学級」 について、 教員が 確保し、様々な教育課題に対 降、三十年間続いている「四 子どもたちと向き合う時間を

|| る意見も聞かれた。 地方自治 年の事業仕分けで国による全 担率二分の一への復元や、昨 し現在、義務教育費の国庫負 挙げ負担率の引き上げを求め 額負担化の意見も出たことを 担率は三分の一、三分の二は 都道府県負担のため、 、国庫負

議等が相次いで報告等をまとめた。そのうち第三者評価、 教育制度等の見直しを審議していた文部科学省の協力者会 公立学校の学級編制等の問題を取り上げた。 学 応するため、三十人や三十五 人学級実現に向けた見直しを

要性が指摘された。 を大きく変えるもの」などと してしっかりとした議論の必 機になる。地方自治体の教育 や教職員の働き方を変える契 と語った。このほか委員から 治の舞台で、中身は中教審で」 育課程部会長)も、「大枠は政 は「量の問題ではない。学校 せて頂きたい」と、また梶田叡 初等中等教育分科会長(教

的機構を強化する。そのため ける私立学校のシンクタンク

申し込み受け付け中

般研修を改編し、新たな研

究・研修事業実施体制を構築

た課題の研究をさらに進化

再整理する。

とのうち①では

私学経営研修会」を、②の

させ、全国に発信する研修に

学校のシンクタンクでの私立シンクタンクとし 役割果たす

所長) は、 成二十二年度事業計画・同予 評議員会合同会議を開き、平 市ヶ谷の私学会館で理事会・ 高等学校連合会との連携・協 力を強め、初等中等教育にお 算等を決めた。日本私立中学 財団法人日本私学教育研究|研修としては、「私立学校専 (吉田晋理事長、中川武夫 三月九日、東京・ く私学経営と教育」。 の私学経営研修会は、六月三 会」を実施する。二十二年度 ては「全国私学教育研究集 門研修会」を、 修テーマは「政策転換期を拓 ーデンパレスで開催する。研 ・四の両日、仙台市の仙台ガ 3の研修とし (※参加

学校図書館に係る各研修会は 科教育、生徒指導、進路指導、 が設けられる。従来からの教 部会、次世代後継者育成部会 事務運営部会、国際教育研究 会、教育課程部会、法人管理 務分掌に準じて、教育制度部 高連の部会・委員会組織・会

緊の重要課題を扱う研修②継 する。一般研修事業は、

①喫

続的に検討が必要な課題を扱

う研修③これらの研修会で扱

旦実施を休止。 私立学校専門研修会には中 一十二年度の全国私学教育

> 実務者研修会等を開く。 県別研修会、初任者研修会、 -年経験者研修会、私立学校 このほか地区別研修会や府 こうした研究

> ・研修事業は

研究運営委員会、初任者研修 従来の事業運営委員会や研修

| 研究集会は長崎県の開催。 学経営など六部会を開催

私

段北の市ヶ谷UNビルに移転 の下で運営する。このほか五 ・麹町から私学会館に近い九 月中旬に事務所を現在の東京 する「研究・研修統轄会議」

研究・研修統轄会議の初会合開く

月十八日、東京・市ヶ谷の私 議」の初会合を開いた。構成 学会館で「研究・研修統轄会 一長。加えて理事長が参加する。 門委員会の正副専門委員長、 所長が指名した理事、事務局

日本私学教育研究所は、三

員は、中川所長を議長に六専

は 会の委員構成が報告・承認さ れた。専門委員会の委員構成 この日の会議では専門委員 専門委員長、 、副専門委員

財団法人日本私学教育研究所の新たな組織のイメージ 理事長 監事 常務理事 評議員会 所長 事務局長 研究·研修統轄会議 私学教育研究活動・委託研究員等 私立学校10年経験者研修会 地区別・府県別研修会 私 私立学校専門研修会 国私学教育研究集会 立 学 Ħ 校 国際教育研究部会 法人管理事務運営部会 次世代後継者育成部会 その他の部会 教育制度部会 初 ۲ 任者 ス 研 活 傪 動 会 所長·事務局長·研究員会議 各専門委員会・委員長 特任研究員 客員研究員 2 研究担当職員 研修担当職員 交換を目的としている。 のネットワークづくりや情報 後継者育成部会は私学関係者 八月二十七日、東京・市ヶ谷 の私学会館での開催。

法人管理事務運営部会は

等運営委員会を統合して新設 務運営専門委員長には工藤誠 吉幹夫・東京女子学園中学高 ち私学経営専門委員長には實 の企画・立案・運営を担当す 部会、次世代後継者育成部会 事務運営部会、国際教育研究 会、教育課程部会、法人管理 校専門研修会」の教育制度部 営研修会に加えて、「私立学 た。各専門委員会は、 成徳大学中学高校長が就任し 門委員長には木内秀樹・東京 羽克弘・千葉英和高校理事長 際教育研究専門委員長には大 員長には清水哲雄・鷗友学園 中学高校長、教育課程専門 門委員長には長塚篤夫・順天 校理事長・校長、教育制度専 員研究員の五~六人。このう 要に応じて臨時委員および客 女子中学高校長、法人管理事 ・聖光学院中学高校長、 校長、次世代後継者育成専 専門委員、事務局長、必 私学経 玉